

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 2 号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年函館市条例第 5 1  
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号イ中「2 0 8， 7 0 0 人」を「1 9 8， 1 3 0 人」  
に改め，同号ウ中「1 1 3， 7 4 6 立方メートル」を「1 0 8， 8 6 4  
立方メートル」に改め，同項第 4 号ア（ウ）中「6 4 8 床」を「5 4 9  
床」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 3 条第 2 項第 4 号の  
改正規定は，令和 8 年 7 月 1 日から施行する。